

④ 相続税の申告書の記載例

1 申告書の記載の順序について

(1) 一般の場合

- ① 相続税のかかる財産（「課税財産」といいます。）及び被相続人の債務等について、第9表から第15表を作成します。

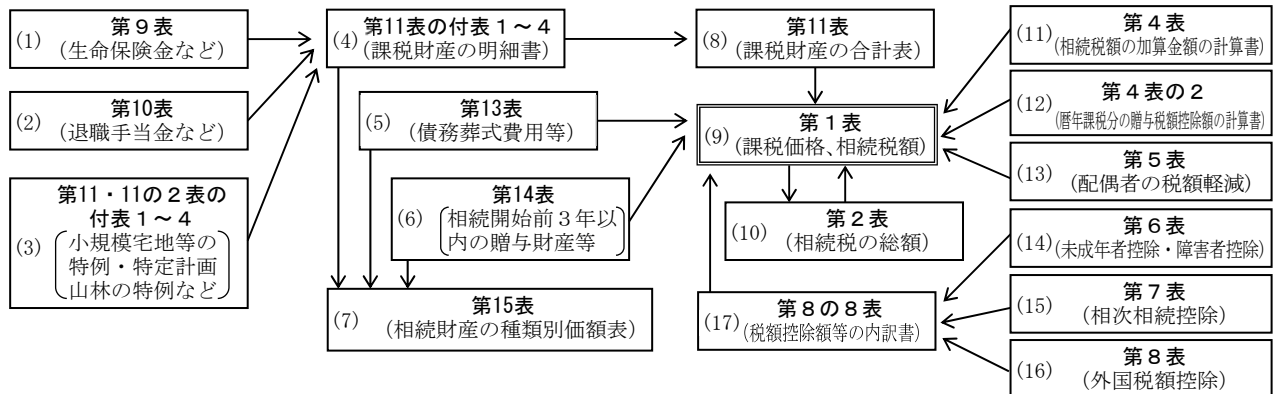
（注）作成に当たり課税財産の評価が必要なものについては、「土地及び土地の上に存する権利の評価明細書」、「取引相場のない株式（出資）の評価明細書」等を最初に作成しておきます。

- ② 課税価格の合計額及び相続税の総額を計算するため、第1表、第2表を作成します。

- ③ 税額控除の額を計算するため、第4表から第8表までを作成し、第1表及び第8の8表に税額控除額を転記し各人の納付すべき相続税額を算定します。

この順序を図にしますと、次のとおりとなります（(1)から(17)までの順序で各表を記載していきます。）。

（注）一般の場合とは、ここでは、相続時精算課税適用者（1ページ参照）又は相続税の納税猶予等（23～65ページ参照）の適用を受ける人がいない場合をいいます。



(2) 相続時精算課税適用者がいる場合

- イ 納付すべき税額のある相続時精算課税適用者がいる場合
 (1)に掲げる表のほか、「第11の2表」を作成します。
- ロ 還付される税額のある相続時精算課税適用者がいる場合
 上記イに掲げる表のほか、「第1表の付表2」を作成します。

(3) 相続税の納税猶予等の適用を受ける人がいる場合

(1)に掲げる表のほか、次の場合の区分に応じた申告書を作成します。

イ 農地等についての相続税の納税猶予及び免除等の適用を受ける農業相続人がいる場合	第3表、第8表、第12表
ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除又は非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除（一般措置）の適用を受ける経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者がいる場合	第8の2表、第8の2表の付表1～4
ハ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例又は非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（特例措置）の適用を受ける特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者がいる場合	第8の2の2表、第8の2の2表の付表1～3
ニ 山林についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける林業経営相続人がいる場合	第8の3表、第8の3表の付表
ホ 医療法人の持分についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける相続人等がいる場合	第8の4表、第8の4表の付表
ヘ 医療法人の持分についての相続税の税額控除の適用を受ける相続人等がいる場合（この場合には、「第8の8表」の作成は不要です。）	第8の4表、第8の4表の付表
ト 特定の美術品についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける寄託相続人がいる場合	第8の5表、第8の5表の付表
チ 個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける特例事業相続人等がいる場合	第8の6表、第8の6表の付表1～4など
リ イ～チのうち2以上に該当する者がいる場合	イ～チに掲げる表、第8の7表

（注）相続税の申告書を提出すべき者が被相続人である特定贈与者の死亡の日からその相続税の申告期限までの間に相続税の申告書を提出しないで死亡している場合や相続時精算課税適用者が被相続人である特定贈与者の死亡の日前に死亡している場合の相続税の申告書の記載方法等については、税務署にお尋ねください。

2 具体的な記載例について

次ページ以降に一般的な相続税の申告書の記載例を掲載しています。

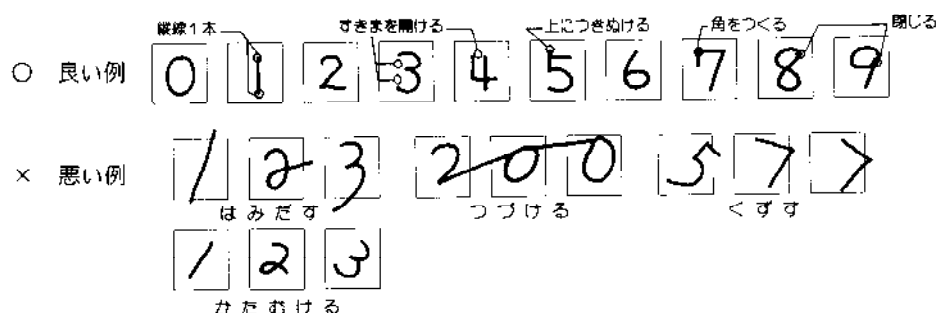
なお、相続税の申告書の様式については、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】からダウンロードすることができます。過去の年分の申告書についても掲載していますのでご利用ください。

【掲載場所】「ホーム＞税の情報・手続・用紙＞申告手続・用紙＞申告・申請・届出等、用紙（手続の案内・様式）＞税務手続の案内（税目別一覧）＞相続・贈与税関係＞[手続名称]相続税の申告手続」

申告書の作成

申告書の作成に当たっては、黒ボールペンを使用してください。

申告書「第1表」、「第1表（続）」、「第8の8表」、「第11・11の2表の付表1」、「第11・11の2表の付表1（続）」、「第15表」及び「第15表（続）」は、機械で読み取りますので、折り曲げないようにお願いします。また、これらの記載に当たっては、記載例の書体例にならって、枠内に記入願います。



Q&A 具体的な相続税額は？

問： 具体的な相続税額はどれくらいになるのでしょうか。

答： 被相続人の遺産の内容や法定相続人の人数、また、遺産分割の状況により相続税額は異なりますので一概にお答えすることはできませんが、被相続人の遺産を相続人が法定相続分により相続したと仮定しますと、次の表のとおりとなります。

遺産の価額 相続人		5 千万円	1 億円	2 億円	3 億円	5 億円
配偶者と 子供 1 人	配偶者	0 万円	0 万円	0 万円	0 万円	0 万円
	子供	40 万円	385 万円	1, 670 万円	3, 460 万円	7, 605 万円
配偶者と 子供 2 人	配偶者	0 万円	0 万円	0 万円	0 万円	0 万円
	子供	5 万円	158 万円	675 万円	1, 430 万円	3, 278 万円
配偶者と 子供 3 人	子供	5 万円	158 万円	675 万円	1, 430 万円	3, 278 万円
	配偶者	0 万円	0 万円	0 万円	0 万円	0 万円
	子供	0 万円	87 万円	406 万円	847 万円	1, 987 万円
	子供	0 万円	87 万円	406 万円	847 万円	1, 987 万円
配偶者と 子供 4 人	子供	0 万円	87 万円	406 万円	847 万円	1, 987 万円
	配偶者	0 万円	0 万円	0 万円	0 万円	0 万円
	子供	0 万円	56 万円	281 万円	588 万円	1, 375 万円
	子供	0 万円	56 万円	281 万円	588 万円	1, 375 万円

(注) 1 遺産の価額は、各人の相続税の課税価格の合計額（遺産に係る基礎控除額控除前の金額）です。

2 相続税額の計算に当たっては、配偶者の税額軽減を適用し、税額は 1 万円未満を四捨五入しています。

Q&A 相続人等が申告書を共同して提出する場合の注意点は？

2人以上の相続人又は受遺者（以下「相続人等」といいます。）がいる場合には、申告書の提出意思の有無を明らかにするため、申告書第1表及び第1表（続）（78、79 ページ参照。以下「第1表等」といいます。）には、共同して提出する相続人等の方のみを記載して提出してください。この場合において、共同して申告書を提出しない相続人等の方は、別途申告書を作成・提出していただく必要があります。

※ 法令上、相続税の申告書は、2人以上の相続人等が共同して提出する場合、一の申告書に連署して提出することとされています。

なお、申告書第1表等に共同して申告書を提出しない相続人等も含めた全ての相続人等の氏名や金額を記載する場合には、第1表等のうち共同して申告書を提出しない方の欄の右上部の「参考として記載している場合」欄にある「参考」を○で囲んで、その方が共同申告しない相続人等であることを明示してください（その方の氏名及び金額欄を斜線で抹消する等の方法でも差し支えありません）。

(注)「参考」を○で囲んだ相続人等の分は申告書とは取り扱いません。

共同申告しない相続人等も申告書に記載する場合

被相続人（国税太郎）の相続税の申告書について、相続人のうち配偶者（国税花子）及び長女（税務幸子）は共同して申告書を提出するが、長男（国税一郎）は配偶者らとは別に申告書を提出するケース

共同して申告書を提出しない相続人等である場合は「参考」を○で囲んでください。

[illegible]

【参考】単独で申告する相続人等の申告書

春日田 税務専長		相 続 税 の 申 告 書		第 3 5 6 3	
8 年 2 月 3 日 提出		相続開始年月日 令和 7 年 5 月 10 日		申告者(相続人)長姓名 年 月 日	
○ワタナベは、あつていないとくす		被 人 の 名 氏 (被相続人) 〇タナベ 一郎		財 産 を 継 承 し た 人 〇タナベ 一郎	
氏 名		国 税 太 郎		国 税 一 郎	
個人番号又は法人番号		XXXXXXXXXX		XXXXXXXXXX	
生 年 月 日		昭和 24 年 10 月 19 日 (年齢 75 歳)		3 月 24 日 (年齢 41 歳)	
住 所		埼玉県春日部市		春日部市〇〇〇3丁15番16号	
(電 話 番 号)		〇〇〇〇-〇〇〇〇		〇〇〇〇-〇〇〇〇	
親 属 者		〇〇〇〇〇〇 代表取締役		長男 〇〇〇〇〇〇 取締役	
被相続人との関係		法定相続人(第1順位)		(相続人) 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇	
取得財産の価額 (第1表2-3)		1,493,992,151		2,906,712,151	
取得財産の取得税額 (第1表2-4)		2,416,608,035		2,462,612,151	
債務及び支払済の金額 (第2表2-1)		2,416,608,035		2,462,612,151	
所得金額第1号(第2表2-2) (第2表2-3の合計)		1,493,992,151		2,906,712,151	

共同して申告書を提出しない相続人等の方は、別途申告書を作成・提出していただく必要があります。

共同して申告書を提出しない相続人等も含めた全ての相続人等に係る合計額を記載してください。

【参考】相続税の申告を e-Tax により提出する場合



e-Tax による相続税の申告について、複数の相続人等の申告を税理士等がまとめて代理送信する場合には、申告書第1表又は第1表（続）に利用者識別番号の入力がある相続人等のデータを有効なものとして受け付けることとなりますので、上記のように共同して申告書を提出するか否かの明示を別途行う必要はありません。

申告される方のマイナンバー（個人番号）又は法人番号を記入してください。

この申告書が修正申告書である場合には、「修正」の文字を○で囲んでください。

フリガナ、生年月日は必ず記入してください。

相続開始の日における職業・役職を記入してください。

相続開始の日における年齢を記入してください。

相続税の申告書

春日部 税務署長
8 年 2 月 5 日提出

相続開始年月日 令和 7 年 5 月 10 日

※申告期限延長日 年 月 日

フリガナは、必ず記入してください。

フリガナ	（被相続人）	コクセイ タロウ	財産を取得した人	コクセイ ハナコ
氏名		国税 太郎		国税 花子
個人番号又は法人番号				
生年月日		昭和24年 10月 19日（年齢 75歳）		昭和31年 9月 21日（年齢 68歳）
住所（電話番号）		埼玉県春日部市 〇〇〇3丁目5番16号		〒344-XXXX 春日部市〇〇〇3丁目5番16号 （XXX - XXX - XXX）
被相続人との続柄		〇〇商事 代表取締役		妻 なし
取得原因		該当する取得原因を○で囲みます。		（相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与）
※整理番号				
取得財産の価額（第11表2③）	①	498392151	円	256646350
相続時精算課税適用財産の価額（第11の2表1⑧）	②	24626035	円	
債務及び葬式費用の金額（第13表3⑦）	③	27415940	円	3359600
純資産価額（①+②-③）（赤字のときは0）	④	495602246	円	253286750
純資産価額に算入される標準価額の贈与財産価額（第14表1④）	⑤	3000000	円	1000000
課税価額（④+⑤）（1,000円未満切捨て）	⑥	498602246	円	254286750
法定相続人の数		3人		
相続税の総額	⑦	130505000	円	
各人の算出税額の計算				
一般の場合（⑦の欄を参照）	⑧	1.00		0.51
農地等納税猶予の適用を受ける場合（第3表）	⑨	130505000	円	66557550
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（第4表⑥）	⑩		円	
各人の税額				
配偶者の税額軽減額（第5表⑤又は⑥）	⑪	90000	円	
⑫・⑬以外の税額控除額（第8の8表1⑤）	⑫	65252500	円	65252500
計	⑬	425000	円	217204
差引税額（⑪+⑫-⑬）又は（⑪+⑫-⑬）（赤字のときは0）	⑭	65767500	円	65469704
相続時精算課税分の贈与税額控除額（第11の2表1⑧）	⑮		円	
医療法人持分税額控除額（第8の4表2B）	⑯		円	
小計（⑭-⑮-⑯）（黒字のときは100円未満切捨て）	⑰	64737400	円	1087800
納税猶予税額（第8の8表2⑧）	⑱		円	
申告期限までに納付すべき税額	⑲	64737400	円	1087800
申告税額（⑲-⑳）	㉑		円	
還付される税額	㉒		円	
この修正前の申告納税額（還付の場合は、頭に△を記載）	㉓		円	
小計の増加額（㉑-㉒）	㉔		円	
この申告により納付すべき税額又は還付される税額（還付の場合は、頭に△を記載）（㉑又は㉔-㉕）	㉕		円	
申告区分	年分	グループ番号	補完番号	申告年月日
作成税理士の事務所所在地・署名・電話番号				
税理士法面提出	30条	33条の2		
この申告が修正申告である場合の異動の内容等				

第1表（令和6年1月分以降用）

（注）⑨欄の金額が赤字となる場合は、⑨欄の左端に△を付してください。なお、この場合で、⑨欄の金額のうちに贈与税の外国税額控除額（第11の2表1⑩）があるときは、⑨欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

※税務署 税務整理課 通日付印 年月日 （確 認）

端数切捨て後の各人の金額を合計した金額を記入してください。
（注）共同して申告書を提出しない相続人等も含めた財産を取得した人全員分の合計額を記入します。

⑫、⑬及び第8の8表の1の①から④までの税額控除のうち先順位の税額控除をしてその控除後の税額が「0」の場合又は赤字の場合には、後順位の税額控除をすることなく、⑬欄の税額は「0」となります。

赤字となる場合には左端に△を付してください。

（⑬欄の金額-⑭欄の金額）が黒字の場合で、（⑬欄の金額-⑭欄の金額-⑮欄の金額）が赤字のときには、⑰欄の小計は「0」となります。なお、（⑬欄の金額-⑭欄の金額）が「0」の場合又は赤字の場合には、⑮欄の医療法人持分税額控除額は「0」となります。

税理士の方が、税理士法第30条（税務代理の権限の明示）、第33条の2（計算事項、審査事項等を記載した書面の添付）に規定する書面を作成し、申告書と併せて提出される場合には、該当する口の中にレ印の記入をお願いします。

この申告書が修正申告書である場合は、その金額や異動の内容等を記載してください。
（注）異動の内容等が書ききれない場合は、適宜の方法により記載して差し支えありません。

あん分割合に小数点以下2位未満の端数があるときは、全員の割合の合計が1.00になるように小数点以下2位未満の端数を調整して記入しても差し支えありません。

この申告書で共同して提出しない人である場合(参考として記載している場合)は、(参考)を○で囲んでください(その人の分は申告書とは取り扱いません。)

相続税の申告書(続)

修正

F D 3 5 6 4

※申告期限延長日		年	月	日	※申告期限延長日		年	月	日
フリガナ					フリガナ				
コケセイ イチロウ					ゼイム サチコ				
氏名					氏名				
国税 一郎					税務 幸子				
個人番号又は法人番号					個人番号又は法人番号				
昭和59年 3月 24日(年齢 41歳)					昭和61年 2月 14日(年齢 39歳)				
住 所					住 所				
〒344-×××× 春日部市〇〇〇3丁目5番16号					〒272-×××× 市川市〇〇〇6丁目3番1号				
(電 話 番 号)					(電 話 番 号)				
被相続人との続柄					被相続人との続柄				
長男					長女				
取得 原因					取得 原因				
(相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与)					(相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与)				
※ 整 理 番 号					※ 整 理 番 号				
取得財産の価額(第11表2③)					取得財産の価額(第11表2③)				
相続時精算課税適用財産の価額(第11表2表1⑧)					相続時精算課税適用財産の価額(第11表2表1⑧)				
債務及び葬式費用の金額(第13表3⑦)					債務及び葬式費用の金額(第13表3⑦)				
純資産価額(③+②-③)(赤字のときは0)					純資産価額(③+②-③)(赤字のときは0)				
純資産価額に算入される暦年課税分の贈与財産価額(第14表1④)					純資産価額に算入される暦年課税分の贈与財産価額(第14表1④)				
課税価格(④+⑤)(1,000円未満切捨て)					課税価格(④+⑤)(1,000円未満切捨て)				
法定相続人の数					法定相続人の数				
相続税の総額					相続税の総額				
一般の場合(⑩の場合を除く)					一般の場合(⑩の場合を除く)				
算出税額(又⑤)					算出税額(又⑤)				
農地等納税猶予の適用(第3表)					農地等納税猶予の適用(第3表)				
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(第4表⑥)					相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(第4表⑥)				
暦年課税分の控除額(第4表2②)					暦年課税分の控除額(第4表2②)				
配偶者の税額軽減額(第5表②又は③)					配偶者の税額軽減額(第5表②又は③)				
⑩・⑪以外の税額控除額(第8表1⑤)					⑩・⑪以外の税額控除額(第8表1⑤)				
計					計				
差引税額(⑨+⑩-⑪又は⑩+⑪-⑨)(赤字のときは0)					差引税額(⑨+⑩-⑪又は⑩+⑪-⑨)(赤字のときは0)				
相続時精算課税分の贈与税額控除額(第11表2表1⑩)					相続時精算課税分の贈与税額控除額(第11表2表1⑩)				
医療法人持分税額控除額(第8表2B)					医療法人持分税額控除額(第8表2B)				
小計(⑩-⑪-⑫)(黒字のときは100円未満切捨て)					小計(⑩-⑪-⑫)(黒字のときは100円未満切捨て)				
納税猶予税額(第8表2⑧)					納税猶予税額(第8表2⑧)				
申告期限までに納付すべき税額(⑬-⑭)					申告期限までに納付すべき税額(⑬-⑭)				
申告納税額					申告納税額				
還付される税額					還付される税額				
小計					小計				
納税猶予税額					納税猶予税額				
申告納税額(還付の場合は、頭に△を記載)					申告納税額(還付の場合は、頭に△を記載)				
小計の増加額(⑬-⑭)					小計の増加額(⑬-⑭)				
この申告書により納付すべき税額又は還付される税額(還付の場合は、頭に△を記載)(⑬又は⑭-⑮)					この申告書により納付すべき税額又は還付される税額(還付の場合は、頭に△を記載)(⑬又は⑭-⑮)				
申告区分					申告区分				
年分					年分				
グループ番号					グループ番号				
補完番号					補完番号				
申告年月日					申告年月日				
管理補完					管理補完				
確認					確認				
検算					検算				
管理補完					管理補完				
確認					確認				

第1表(続)(令和6年1月分以降用)

申告される方のマイナンバー(個人番号)又は法人番号を記入してください。

農業相続人がいる場合には、⑩欄に算出税額を記入します。この場合、⑧欄及び⑨欄を記入する必要はありません。

還付される税額のある相続時精算課税適用者がいる場合には、受取場所を記載する「第1表の付表2」(81ページ)を作成します。

農業相続人がいる場合には(⑩+⑪-⑮)で計算します。

この申告が修正申告である場合で、⑭欄が黒字のときは、100円未満を切り捨ててください。

(資4-20-2-1-A4統一)第1表(続)(令7.7)

⑩欄の金額のうちに贈与税の外国税額控除額(第11の2表の1の⑩)がある場合の⑭欄の金額は、⑩欄の金額によらず、次の算式により計算します。

(算式)

⑩欄の金額-左記の金額のうち贈与税の外国税額控除額の金額

(注) 上記の算式で計算する場合の⑩欄の金額は、正の数として計算します。例えば、⑩欄の金額が△2,000千円で、そのうち贈与税の外国税額控除額(その人の第11の2表の1の⑩欄の金額)が500千円である場合の還付される税額(⑭欄の金額)は、2,000千円-500千円=1,500千円となります。

納税義務等の承継に係る明細書
(兼相続人の代表者指定届出書)

※の項目は記入する必要がありません。

[illegible]

この表は、還付される税額のある相続時精算課税適用者がいる場合に、
還付される税額の受取場所を記入します。

還付される税額の受取場所

被相続人

この表は、相続税について、相続時精算課税適用者等（相続時精算課税適用者又は相続税法第21条の17若しくは第21条の18の規定により死亡した相続時精算課税適用者の納税に関する権利を承継した人をいいます。）に還付される税額がある場合（第1表のその人の「②欄」若しくは「③欄」又は第1表の付表1の6のその人の「還付される税額」欄に金額の記載がある場合）に記入します。

還付される税金の受取りには預貯金口座（ご本人名義の口座に限ります。）への振込みをご利用ください。

なお、還付される税金の受取りに当たって、

① 銀行等の預貯金口座への振込みを希望される場合は、銀行などの名称、預金種類及び口座番号を、

② ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望される場合は、貯金総合口座の記号番号を、

該当する項目に記入してください。

※ 振込みによる受取りをご利用されない方は、ゆうちょ銀行各店舗又は、郵便局の窓口での受取りとなりますので、受取りに利用される郵便局名等を記入してください。

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合										
フリガナ				銀行 金庫・組合 農協・漁協						本店・支店 出張所 本所・支所		
氏名		預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	口座番号						
		その他 ()										
		ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合					郵便局等の窓口での受取りの場合					
		記号番号 (7～13桁)					郵便局名等					

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合										
フリガナ				銀行 金庫・組合 農協・漁協						本店・支店 出張所 本所・支所		
氏名		預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	口座番号						
		その他 ()										
		ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合					郵便局等の窓口での受取りの場合					
		記号番号 (7～13桁)					郵便局名等					

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合										
フリガナ				銀行 金庫・組合 農協・漁協						本店・支店 出張所 本所・支所		
氏名		預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	口座番号						
		その他 ()										
		ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合					郵便局等の窓口での受取りの場合					
		記号番号 (7～13桁)					郵便局名等					

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合										
フリガナ				銀行 金庫・組合 農協・漁協						本店・支店 出張所 本所・支所		
氏名		預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	口座番号						
		その他 ()										
		ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合					郵便局等の窓口での受取りの場合					
		記号番号 (7～13桁)					郵便局名等					

この表は、財産を取得した人のうちに農業相続人がある場合に記入します。

財産を取得した人のうちに農業相続人がある場合の
各人の算出税額の計算書

被相続人

第3表
(平成26年分以降用)

私は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての相続税の納税猶予の適用を受けます。		相続税の納税猶予の適用を受ける農業相続人の氏名			
		(歳)	(歳)	(歳)	

被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がある場合には、特例農地等については農業投資価格によって課税財産の価額を計算することになりますので、その被相続人から財産を取得した全ての人は、この表によって各人の算出税額を計算します。

財産を取得した人の氏名		(各人の合計)					
課税価格の計算	取得財産 農業相続人 (第12表⑤)	①		円		円	円
	その他の人 (第1表①・第1表②)	②					
	債務及び葬式費用の金額 (第1表③)	③					
	純資産価額 (①-③)又は(②-③) (赤字のときは0)	④					
	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額(第1表⑤)	⑤					
	課税価格(④+⑤) (1,000円未満切捨て)	⑥	A	, 000	, 000	, 000	, 000
各人の算出税額の計算	相続税の総額 (第2表⑪)	⑦	00				
	あん分割合(各人の⑧) A	⑧	1.00				
	算出税額 (⑦×各人の⑧)	⑨		円	円	円	円
	農業相続人の納税猶予の基となる税額	⑩	00				
	相続税の総額の差額 農業投資価格超過額(第12表③)	⑪	B				
	各人へのあん分額 (⑩×各人の⑧÷⑨)	⑫					
	各人の算出税額 (⑨+⑫)	⑬					

農業相続人とその他の人では記入する欄が異なります。

農業相続人の氏名を必ず記入してください。

あん分割合に小数点以下2位未満の端数があるときは、全員の割合の合計が1.00になるように小数点以下2位未満の端数を調整して記入しても差し支えありません。

財産を取得した人の氏名					
課税価格の計算	取得財産 農業相続人 (第12表⑤)	①		円	円
	その他の人 (第1表①・第1表②)	②			
	債務及び葬式費用の金額 (第1表③)	③			
	純資産価額 (①-③)又は(②-③) (赤字のときは0)	④			
	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額(第1表⑤)	⑤			
	課税価格(④+⑤) (1,000円未満切捨て)	⑥	, 000	, 000	, 000
各人の算出税額の計算	相続税の総額 (第2表⑪)	⑦			
	あん分割合(各人の⑧) A	⑧			
	算出税額 (⑦×各人の⑧)	⑨	円	円	円
	農業相続人の納税猶予の基となる税額	⑩			
	相続税の総額の差額 農業投資価格超過額(第12表③)	⑪			
	各人へのあん分額 (⑩×各人の⑧÷⑨)	⑫			
	各人の算出税額 (⑨+⑫)	⑬			

(注) 1 「各人の算出税額の計算」の「農業相続人の納税猶予の基となる税額」欄は、農業相続人だけが記入します。
2 各人の⑬欄の金額を第1表のその人の「算出税額⑩」欄に転記します。
この場合、第1表の「一般の場合」の「あん分割合⑧」欄及び「算出税額⑨」欄の記入を行う必要はありません。

相続時精算課税適用者以外の人は記入を要しません。

相続税額の加算金額の計算書

被相続人

第4表 (令和6年1月分以降用)

この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに、被相続人の一親等の血族（代襲して相続人となった直系卑属を含みます。）及び配偶者以外の人がある場合に記入します。
(注) 一親等の血族であっても相続税額の加算の対象となる場合があります。詳しくは「相続税の申告のしかた」をご覧ください。

加算の対象となる人の氏名					
各人の税額控除前の相続税額 (第1表⑨又は第1表⑩の金額)	①	円	円	円	円
相受開始等が開始された時、被相続人の一親等の血族であった期間内にその被相続人から相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額 被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産などで相続税の課税価格に算入された財産の価額 (第1表①+第1表②+第1表⑤) 加算の対象とならない相続税額 (①×②÷③)	②	円	円	円	円
	③				
	④				
	⑤				
管理残額がある場合の加算の対象とならない相続税額 (第4表の付表△)	⑥	円	円	円	円
相続税額の加算金額 (①×0.2) ただし、上記④又は⑤の金額がある場合には、 (①-④-⑤)×0.2となります。	⑦	円	円	円	円

(注) 1 相続時精算課税適用者である孫が相続開始の時までに被相続人の養子となった場合は、「相続時精算課税に係る贈与を受けている人で、かつ、相続開始の時までに被相続人との続柄に変更があった場合」には含まれませんので②欄から④欄までの記入は不要です。
2 ②欄には、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の金額の合計額を記入します。
(1) 令和5年12月31日以前に被相続人からの贈与により取得した財産の場合
被相続人の一親等の血族であった期間内にその被相続人から相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産の価額
(2) 令和6年1月1日以後に被相続人からの贈与により取得した財産の場合
被相続人から贈与を受けた年分ごとに次の算式により算出した金額の合計額
(算式)
$$\left[\begin{array}{l} \text{被相続人の一親等の血族であった期間内にその被相続人から} \\ \text{相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産の価額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{その期間内の被相続人に係る各年分の贈与税} \\ \text{の相続時精算課税に係る基礎控除額(※)} \end{array} \right]$$

※ 同一年中に被相続人の一親等の血族であった期間と一親等の血族に該当しない期間のいずれの期間内にもその被相続人から相続時精算課税に係る贈与を受けた年分については、次の算式により算出した金額となります。
(算式)
$$\left[\begin{array}{l} \text{その年分において被相続人から} \\ \text{の贈与により取得した財産の価} \\ \text{額から控除した相続時精算課税} \\ \text{に係る基礎控除額} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{その年分の被相続人の一親等の血族であった期間内にその被相続} \\ \text{人から相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産の価額} \\ \text{その年分の被相続人から相続時精算課税に係る贈与によって取得} \\ \text{した財産の価額} \end{array} \right]$$

3 各人の⑦欄の金額を第1表のその人の「相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額⑪」欄に転記します。

暦年課税分の贈与税額控除額の計算書

被相続人

国税 太郎

第4表の2 (平成31年1月分以降用)

この表は、第14表の「1 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額の明細」欄に記入した財産のうち相続税の課税価格に加算されるものについて、贈与税が課税されている場合に記入します。

控除を受ける人の氏名		税務 幸子			
相続開始の年の前々年分 (令和6年分)	贈与税の申告書の提出先	税務署		税務署	税務署
	被相続人から暦年課税に係る贈与によって租税特別措置法第70条の2の5第1項の規定の適用を受ける財産 (特例贈与財産) を取得した場合				
	相続開始の年の前々年中に暦年課税に係る贈与によって取得した特例贈与財産の価額の合計額	①	円	円	円
	①のうち被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した特例贈与財産の価額の合計額 (贈与税額の計算の基礎となった価額)	②			
	その年分の暦年課税分の贈与税額 (裏面の「2」参照)	③			
	控除を受ける贈与税額 (特例贈与財産分) (③×②÷①)	④			
	被相続人から暦年課税に係る贈与によって租税特別措置法第70条の2の5第1項の規定の適用を受けない財産 (一般贈与財産) を取得した場合				
	相続開始の年の前々年中に暦年課税に係る贈与によって取得した一般贈与財産の価額の合計額 (贈与税の配偶者控除後の金額)	⑤	円	円	円
	⑤のうち被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した一般贈与財産の価額の合計額 (贈与税額の計算の基礎となった価額)	⑥			
	その年分の暦年課税分の贈与税額 (裏面の「3」参照)	⑦			
控除を受ける贈与税額 (一般贈与財産分) (⑦×⑥÷⑤)	⑧				
相続開始の年の前々年分 (令和5年分)	贈与税の申告書の提出先	税務署		税務署	税務署
	被相続人から暦年課税に係る贈与によって租税特別措置法第70条の2の5第1項の規定の適用を受ける財産 (特例贈与財産) を取得した場合				
	相続開始の年の前々年中に暦年課税に係る贈与によって取得した特例贈与財産の価額の合計額	⑨	円	円	円
	⑨のうち被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した特例贈与財産の価額の合計額 (贈与税額の計算の基礎となった価額)	⑩			
	その年分の暦年課税分の贈与税額 (裏面の「2」参照)	⑪			
	控除を受ける贈与税額 (特例贈与財産分) (⑪×⑩÷⑨)	⑫			
	被相続人から暦年課税に係る贈与によって租税特別措置法第70条の2の5第1項の規定の適用を受けない財産 (一般贈与財産) を取得した場合				
	相続開始の年の前々年中に暦年課税に係る贈与によって取得した一般贈与財産の価額の合計額 (贈与税の配偶者控除後の金額)	⑬	円	円	円
	⑬のうち被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した一般贈与財産の価額の合計額 (贈与税額の計算の基礎となった価額)	⑭			
	その年分の暦年課税分の贈与税額 (裏面の「3」参照)	⑮			
控除を受ける贈与税額 (一般贈与財産分) (⑮×⑭÷⑬)	⑯				
相続開始の年の前々々々年分 (令和4年分)	贈与税の申告書の提出先	市川 税務署		税務署	税務署
	被相続人から暦年課税に係る贈与によって租税特別措置法第70条の2の5第1項の規定の適用を受ける財産 (特例贈与財産) を取得した場合				
	相続開始の年の前々々々年中に暦年課税に係る贈与によって取得した特例贈与財産の価額の合計額	⑰	2,000,000 円	円	円
	⑰のうち相続開始の日から遡って3年前の日以後に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した特例贈与財産の価額の合計額 (贈与税額の計算の基礎となった価額)	⑱	2,000,000		
	その年分の暦年課税分の贈与税額 (裏面の「2」参照)	⑲	90,000		
	控除を受ける贈与税額 (特例贈与財産分) (⑲×⑱÷⑰)	⑳	90,000		
	被相続人から暦年課税に係る贈与によって租税特別措置法第70条の2の5第1項の規定の適用を受けない財産 (一般贈与財産) を取得した場合				
	相続開始の年の前々々々年中に暦年課税に係る贈与によって取得した一般贈与財産の価額の合計額 (贈与税の配偶者控除後の金額)	㉑	円	円	円
	㉑のうち相続開始の日から遡って3年前の日以後に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した一般贈与財産の価額の合計額 (贈与税額の計算の基礎となった価額)	㉒			
	その年分の暦年課税分の贈与税額 (裏面の「3」参照)	㉓			
控除を受ける贈与税額 (一般贈与財産分) (㉓×㉒÷㉑)	㉔				
暦年課税分の贈与税額控除額計 (④+⑧+⑫+⑯+㉔+㉔)		㉕	90,000 円	円	円

(注) 各人の各欄の金額を第1表のその人の「暦年課税分の贈与税額控除額⑱」欄に転記します。

第4表の2 (令7.7)

(資4-20-5-3-A4 統一)

特定贈与財産 (4ページ参照) に該当するものがある場合には、被相続人から贈与を受けた財産の総額からその特定贈与財産の価額を差し引いた金額を記入します。

それぞれのその年に課税された暦年課税分の贈与税額 (利子税、延滞税及び加算税の額は含まれません。) を記入します。
 なお、同年中に贈与により取得した財産が「特例贈与財産」と「一般贈与財産」の両方の財産である場合には、申告書第4表の2裏面の「記入に当たっての留意事項」をご確認ください。

配偶者の税額軽減額の計算書

被相続人

国税 太郎

第5表
(令和6年1月分以降用)

私は、相続税法第19条の2第1項の規定による配偶者の税額軽減の適用を受けます。

1 一般の場合 (この表は、①被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいない場合又は②配偶者が農業相続人である場合に記入します。)

課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額		(第1表の④の金額) [配偶者の法定相続分] $498,600,000 \text{円} \times \frac{1}{2} = 249,300,000 \text{円}$ 上記の金額が16,000万円に満たない場合には、16,000万円			④※ 249,300,000	
配偶者の税額軽減額を計算する場合の課税価格	① 分割財産の価額 (第11表2の配偶者の①の金額) 円	分割財産の価額から控除する債務及び葬式費用の金額 ② 債務及び葬式費用の金額 (第1表の配偶者の③の金額) 円		③ 未分割財産の価額 (第11表2の配偶者の②の金額) 円	④ (②-③)の金額 (③の金額が②の金額より大きいときは0) 円	⑤ 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額 (第1表の配偶者の⑤の金額) 円 ※
	256,646,350	3,359,600			3,359,600	1,000,000
⑦ 相続税の総額 (第1表の⑦の金額) 円		⑧ ④の金額と⑥の金額のうちいずれか少ない方の金額 円		⑨ 課税価格の合計額 (第1表の④の金額) 円		⑩ 配偶者の税額軽減の基となる金額 (⑦×⑧÷⑨) 円
		130,505,000		249,300,000		498,600,000
配偶者の税額軽減の限度額		(第1表の配偶者の⑨又は⑩の金額) (第1表の配偶者の⑫の金額) (→ 66,557,550 円 - 0 円)				⑪ 66,557,550
配偶者の税額軽減額		(⑩の金額と⑪の金額のうちいずれか少ない方の金額)				⑫ 65,252,500
(注) ⑫の金額を第1表の配偶者の「配偶者の税額軽減額⑬」欄に転記します。						

円単位まで計算した金額を記入します。

配偶者が農業相続人である場合には、第1表の⑩欄の金額を記入します。

2 配偶者以外の人が農業相続人である場合 (この表は、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合で、かつ、その農業相続人が配偶者以外の場合に記入します。)

課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額		(第3表の④の金額) [配偶者の法定相続分] _____,000円 × $\frac{\quad}{\quad} = \text{_____円}$ 上記の金額が16,000万円に満たない場合には、16,000万円			④※ 円	
配偶者の税額軽減額を計算する場合の課税価格	⑪ 分割財産の価額 (第11表2の配偶者の①の金額) 円	分割財産の価額から控除する債務及び葬式費用の金額 ⑫ 債務及び葬式費用の金額 (第1表の配偶者の③の金額) 円		⑬ 未分割財産の価額 (第11表2の配偶者の②の金額) 円	⑭ (⑫-⑬)の金額 (⑬の金額が⑫の金額より大きいときは0) 円	⑮ 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額 (第1表の配偶者の⑤の金額) 円 ※
⑰ 相続税の総額 (第3表の⑦の金額) 円		⑱ ⑮の金額と⑯の金額のうちいずれか少ない方の金額 円		⑰ 課税価格の合計額 (第3表の④の金額) 円		⑲ 配偶者の税額軽減の基となる金額 (⑰×⑱÷⑲) 円
		00				
配偶者の税額軽減の限度額		(第1表の配偶者の⑲の金額) (第1表の配偶者の⑫の金額) (_____円 - _____円)				⑳ 円
配偶者の税額軽減額		(⑲の金額と㉑の金額のうちいずれか少ない方の金額)				㉑ 円
(注) ㉑の金額を第1表の配偶者の「配偶者の税額軽減額⑬」欄に転記します。						

租税特別措置法第70条の2の7の規定などの適用により、配偶者の第11の2表の1の⑧欄の金額がある場合には、分割財産の価額 (第11表の2の配偶者の①の金額) に加算して①欄又は⑩欄に記入します。

※ 相続税法第19条の2第5項(隠蔽又は仮装があった場合の配偶者の相続税額の軽減の不適用)の規定の適用があるときには、「課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額」の(第1表の④の金額)、⑥、⑦、⑨、「課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額」の(第3表の④の金額)、⑮、⑰及び⑲の各欄は、第5表の付表で計算した金額を転記します。

未成年者控除額 障害者控除額の計算書

被相続人

第6表 (令和5年1月分以降用)

1 未成年者控除 (この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した法定相続人のうちに、満18歳にならない人がある場合に記入します。)

未成年者の氏名					計	
年齢 (1年未満切捨て)	①	歳	歳	歳	歳	
未成年者控除額	②	10万円×(18歳-歳) = 0,000円	10万円×(18歳-歳) = 0,000円	10万円×(18歳-歳) = 0,000円	10万円×(18歳-歳) = 0,000円	円 0,000
未成年者の第1表の(⑨+⑩+⑪+⑫+⑬)又は(⑩+⑪+⑫+⑬)の相続税額	③	円	円	円	円	円
(注) 1 過去に未成年者控除の適用を受けた人は、②欄の控除額に制限がありますので、「相続税の申告のしかた」をご覧ください。 2 ②欄の金額と③欄の金額のいずれか少ない方の金額を、第8の8表1のその未成年者の「未成年者控除額①」欄に転記します。 3 ②欄の金額が③欄の金額を超える人は、その超える金額(②-③の金額)を次の④欄に記入します。						
控除しきれない金額 (②-③)	④	円	円	円	円	計 円 A
(扶養義務者の相続税額から控除する未成年者控除額) A欄の金額は、未成年者の扶養義務者の相続税額から控除することができますから、その金額を扶養義務者間で協議の上、適宜配分し、次の⑥欄に記入します。						
扶養義務者の氏名						計
扶養義務者の第1表の(⑨+⑩+⑪+⑫+⑬)又は(⑩+⑪+⑫+⑬)の相続税額	⑤	円	円	円	円	円
未成年者控除額	⑥					
(注) 各人の⑥欄の金額を未成年者控除を受ける扶養義務者の第8の8表1の「未成年者控除額①」欄に転記します。						

過去の相続の際に未成年者控除の適用を受けた人で控除額に制限がある場合(12ページ参照)には、今回受けることができる金額を②欄に記入するとともに余白にその計算の明細を記入し、「10万円×(18歳-歳)」の文字を二本線で抹消してください。

2 障害者控除 (この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した法定相続人のうちに、一般障害者又は特別障害者がある場合に記入します。)

	一般障害者	特別障害者		計		
障害者の氏名						
年齢 (1年未満切捨て)	①	歳	歳	歳	歳	
障害者控除額	②	10万円×(85歳-歳) = 0,000円	10万円×(85歳-歳) = 0,000円	20万円×(85歳-歳) = 0,000円	20万円×(85歳-歳) = 0,000円	円 0,000
障害者の第1表の(⑨+⑩+⑪+⑫+⑬)-第8の8表1の①又は第1表の(⑩+⑪+⑫+⑬)-第8の8表1の①の相続税額	③	円	円	円	円	円
(注) 1 過去に障害者控除の適用を受けた人の控除額は、②欄により計算した金額とは異なりますので税務署にお尋ねください。 2 ②欄の金額と③欄の金額のいずれか少ない方の金額を、第8の8表1のその障害者の「障害者控除額②」欄に転記します。 3 ②欄の金額が③欄の金額を超える人は、その超える金額(②-③の金額)を次の④欄に記入します。						
控除しきれない金額 (②-③)	④	円	円	円	円	計 円 A
(扶養義務者の相続税額から控除する障害者控除額) A欄の金額は、障害者の扶養義務者の相続税額から控除することができますから、その金額を扶養義務者間で協議の上、適宜配分し、次の⑥欄に記入します。						
扶養義務者の氏名						計
扶養義務者の第1表の(⑨+⑩+⑪+⑫+⑬)-第8の8表1の①又は第1表の(⑩+⑪+⑫+⑬)-第8の8表1の①の相続税額	⑤	円	円	円	円	円
障害者控除額	⑥					
(注) 各人の⑥欄の金額を障害者控除を受ける扶養義務者の第8の8表1の「障害者控除額②」欄に転記します。						

過去の相続の際に障害者控除の適用を受けた人で控除額に制限がある場合(12ページ参照)には、今回受けることができる金額を②欄に記入するとともに余白にその計算の明細を記入し、「10万円×(85歳-歳)」又は「20万円×(85歳-歳)」の文字を二本線で抹消してください。なお、この場合の障害者控除額の計算方法については税務署にお尋ねください。

相続の放棄をした人や相続権を失った人は除かれます。

相次相続控除額の計算書

被相続人

国税 太郎

第7表
(令和6年1月分以降用)

この表は、被相続人が今回の相続の開始前10年以内に開始した前の相続について、相続税を課税されている場合に記入します。

1 相次相続控除額の総額の計算

前の相続に係る被相続人の氏名		前の相続に係る被相続人と今回の相続に係る被相続人との続柄	前の相続に係る相続税の申告書の提出先	
国税 太助		国税 太郎の父	春日部 税務署	
① 前の相続の年月日	② 今回の相続の年月日	③ 前の相続から今回の相続までの期間(1年未満切捨て)	④ 10年 - ③の年数	
平成 28 年 3 月 10 日	令和 7 年 5 月 10 日	9 年	1 年	
⑤ 被相続人が前の相続の時に取得した純資産価額(相続時精算課税適用財産の価額を含みます。)	⑥ 前の相続の際の被相続人の相続税額	⑦ (⑤-⑥)の金額	⑧ 今回の相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した全ての人の純資産価額の合計額(第1表の④の合計金額)	
19,411,546 円	4,250,000 円	15,161,546 円	495,602,246 円	
(⑥の相続税額)		(④の年数)		相次相続控除額の総額
4,250,000 円 × $\frac{\text{⑧の金額}}{\text{⑦の金額}}$		495,602,246 円 × $\frac{1}{10}$ 年 =		⑨ 425,000 円

2 各相続人の相次相続控除額の計算

(1) 一般の場合 (この表は、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうち)に農業相続人がいない場合に、財産を取得した相続人の全ての人が記入します。

今回の相続の被相続人から財産を取得した相続人の氏名	⑩ 相次相続控除額の総額	⑪ 各相続人の純資産価額(第1表の各人の④の金額)	⑫ 相続人以外の人も含めた純資産価額の合計額(第1表の④の各人の合計)	⑬ 各人の⑩の割合	⑭ 各人の相次相続控除額(⑩×各人の⑬の割合)
国税 花子	(上記⑨の金額)	253,286,750 円	⑫ 495,602,246 円	0.5110686	217,204 円
国税 一郎		129,636,813		0.2615743	111,169
税務 幸子		112,678,683		0.2273570	96,627
	425,000 円				

(2) 相続人のうちに農業相続人がいる場合 (この表は、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した)人のうちに農業相続人がいる場合に、財産を取得した相続人の全ての人が記入します。

今回の相続の被相続人から財産を取得した相続人の氏名	⑮ 相次相続控除額の総額	⑯ 各相続人の純資産価額(第3表の各人の④の金額)	⑰ 相続人以外の人も含めた純資産価額の合計額(第3表の④の各人の合計)	⑱ 各人の⑮の割合	⑲ 各人の相次相続控除額(⑮×各人の⑱の割合)
	(上記⑨の金額)		⑰ 円		
	円				

- (注) 1 ⑤欄の相続時精算課税適用財産の価額は、令和6年1月1日以後の贈与により取得した財産の場合、その贈与により取得した年分ごとに、その財産の価額から相続時精算課税に係る基礎控除額を控除した残額となります。
- 2 ⑥欄の相続税額は、相続時精算課税分の贈与税額控除後の金額をいい、その被相続人が納税猶予の適用を受けていた場合の免除された相続税額並びに延滞税、利子税及び加算税の額は含まれません。
- 3 各人の⑬又は⑱欄の金額を第8の8表1のその人の「相次相続控除額③」欄に転記します。